

議会運営委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続調査として申し出をした次の事件について、調査を終えたので同規則第 77 条の規定により報告する。

令和元年 11 月 22 日

上富良野町議会議長 村 上 和 子 様

議会運営委員会
委員長 米 沢 義 英

記

調査事件名 先進市町村行政調査について

I 調査の経過

本委員会は、令和元年第 3 回定例会において、閉会中の継続調査として申し出をした先進市町村行政調査について、令和元年 9 月から 3 回の委員会を開催して調査を行い、11 月 5 日渡島管内八雲町議会で、11 月 6 日空知管内栗山町議会で「議会活性化の取り組み」について、先進事例の調査を行った。

II 調査の概要

1 八雲町の概要

令和元年 10 月末現在の総人口は 16,357 人(男 7,977 人、女 8,380 人)、総世帯数 8,458 世帯となっている。

八雲町は、渡島半島の北部に位置し、函館市と室蘭市の中間に位置している。

町名は尾張徳川家 17 代当主の徳川慶活が豊かで平和な理想郷建設を願い、日本最古の和歌である須佐之男命が読んだ「八雲立つ出雲八重垣妻籠みに八重垣作るその八重垣を」引用して名づけたことに由来している。

平成 17 年 10 月 1 日に旧八雲町と熊石町が合併し新八雲町となり、日本国内で唯一となる太平洋と日本海に面する町となった。

八雲町議会は、議員定数 16 名(欠員 2 名)。総務経済常任委員会 6 名、文教厚生常任委員会 7 名、広報広聴常任委員会 7 名、議会運営委員会 6 名の構成となっていた。

八雲町の主な議会運営の特徴や取り組み状況は次のとおりである。

(1) 議会基本条例

八雲町と熊石町の合併、地方分権の推進などの時代要請から「わかりやすい議会」、「開かれた議会」を確立するために議会運営の基本事項を定めた「八雲町議会基本条例」が平成 25 年 9 月に制定されていた。

八雲町議会は、小さな改革を継続的に進めてきていたが、町民から見ると議会は遠い存在と感じられており、距離感を縮めることが当時の課題であった。

条例の制定により、議会活性化の基本的事項を町民や議会、議員が共有することにより、町民の議会に対する関心度が高まったことと、議員同士の討議の場が格段に多くなった。また、常に進化する議会を目指し、町民にとって、議会にとって良いと思われることは、随時見直し協議を進めるという柔軟な対応が図られてもいた。

(2) 議会報告会

議会報告会は、町民への説明責任を果たすとともに、町民の意見を議会活動に反映させることなどを目的に議会基本条例で制度化されていた。

開催にあたっては日程、会場、曜日、昼夜等が検討され、より多くの住民が参加しやすいように工夫されていた。

(3) 一般会議

町政の諸課題に柔軟に対応するため、町民団体等と自由に情報及び意見を交換する一般会議が開催されていた。

開催方法は、町民団体又は議員から議長へ申込書を提出し、議会運営委員会、全員協議会にて審査のうえ開催を決定。また、出席議員については、申し込みのテーマにより所管する委員会などを中心に、議会運営委員会で決定していた。

(4) 議会中継

仕事などの都合で傍聴が困難な町民のために議会中継が行われていた。

配信はYouTubeで行い、スマートフォンやインターネットに接続されたパソコンから視聴することが可能となっていた。

平成30年12月定例会から生配信が開始された。

(5) 一般質問答弁事項進捗状況調査

一般質問において、町側から「検討する」などの答弁があった場合、議会として必要に応じてその後の対応を調査し公表を行っていた。

町民への説明責任を果たすため要綱を制定し、平成30年第3回定例会から実施していた。

(6) 一般質問及び議員に対するチェックシート

一般質問の持つ監視機能、政策提案機能をより一層発揮することを目的に、議会や議会議員の力量向上のため、議員間のチェックや傍聴人からの意見を聞くことに取り組んでいた。

平成31年第1回定例会より実施していた。

2 栗山町の概要

令和元年11月1日現在の総人口は11,665人(男5,404人、女6,261人)、総世帯数は5,849世帯となっている。

栗山町は、1888年(明治21年)に開拓が始まり、町名は、アイヌ語の栗の木が繁茂しているところに起源している。

道都札幌市、空の玄関口新千歳空港、港湾苫小牧市に車で約1時間の距離に位置し、

東は夕張山系に続くゆるやかな丘陵群で夕張市と接し、北はクッタリ山系をもって岩見沢市と界している。また南西は夕張川を隔てて由仁町及び長沼町に接している。

栗山町議会は、議員定数 12 名。総務教育常任委員会 6 名、産業福祉常任委員会 6 名、広報広聴常任委員会 11 名（うち 4 名「広報小委員会」）、議会運営委員会 6 名の構成となっていた。副議長は 3 常任委員会に所属していた。

栗山町の主な議会運営の特徴や取り組み状況は次のとおりである。

(1) 議会基本条例

議会は、自由かつ達な討議をとおして、論点・争点を発見、公開することは討議の場である議会の第一使命との認識のもと議会運営の最高規範として平成 18 年 5 月に施行した。（自治基本条例は平成 25 年 4 月施行）

条例は、第一に徹底した情報の公開と共有、第二に住民参加の機会の保障、第三に積極的な議員間の討議を柱としていた。

○ 議会基本条例の主な特徴

- ・ 町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置
- ・ 年 1 回の議会報告会の開催を義務化
- ・ 議員の質問に対する反問権の付与
- ・ 政策形成過程に関する資料の提出の努力義務
- ・ 議員相互間の自由討議の推進
- ・ 最高規範性と毎年の見直しを明記
- ・ 町民から議会運営に関し提言を聴取する議会モニターの導入
- ・ 正副議長志願者の所信表明の導入

(2) 議会報告会

基本条例の根幹と位置付けられ、議会の監視機能や政策提言活動など議会活動の状況を直接報告・説明し、町政に関する情報の提供に努めている。また、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを直接聴取する機会としていた。

(3) 自由討議

政策水準の向上と合意形成を図ることを目的に、現に議題となっている事件に対し、論点や争点について討議を行う。また、町政課題全般についても議員間の自由かつ達な討議も行っている。

(4) 一般会議

町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって議員と町民が自由に情報や意見を交換する場として一般会議が設置されていた。

(5) 政務活動費

地方分権一括法により地方公共団体の政策は複雑・多岐にわたっており、議会議員は住民の付託に応えるため、広範かつ専門的知識を必要とし、不断の調査・研究活動が要請されていることから、資質向上のために政務活動費が支給されていた。平成 15 年 4 月から年額 96,000 円、平成 27 年 4 月からは年額 240,000 円に改正されている。

(6) 議会モニター

円滑で民主的な議会運営を推進するため議会モニターを置いていた。現在、18名をモニターに委嘱し、職業は、NPO役員、会社役員、農業者などがあたり、年2回程度モニター会議が開催され意見交換を行っていた。

また、議会モニターから議会議員になった例もある。

(7) 議会改革推進会議

平成20年3月の条例改正で新たに規定された。議会改革についての調査・研究のみを行うことを目的とすることによって、議会運営委員会とのすみ分けが行われていた。

III まとめ

八雲町議会は平成25年9月に、栗山町議会は平成18年5月より議会の基本事項を定めた「議会基本条例」を制定していた。どちらの町議会も、町づくりへの住民参加の推進、積極的な情報公開、議員の自己研鑽と資質の向上を目指し制定していた。

地方分権時代の中で、議会としての自己決定や自己責任が強く求められる中、町民の代表機関としての議会の役割が、八雲町・栗山町議会とも議会基本条例の制定後、議会の活性化や議会改革が著しく前進していたことが伺えた。

具体的には、町民の意思を町政に反映させるため「議会報告会」を開催し、説明責任を果たすとともに、町民の意見や意思を受け止め町政に的確に反映していた。

議会運営面においては、「議会モニター制度」が栗山町議会に設けられており、町民からの要望、提言を聴取し議会の運営等に反映していた。

また、議員間の自由な討議の機会が設定されていたり、定例会後に一般質問の充実と議会運営の効率化を図る目的で課題の抽出や検討の場も設けられていたことは、わが町の議会運営面からも大いに参考となるものであった。

上富良野町議会は、平成20年に施行した「上富良野町自治基本条例」に基づき町民を代表する意思決定機関として、また監視機関としての役割と責務を果たすことが求められている。

そのためには、町民と議会との協働の町づくりを進めるため町民の意思を反映し、八雲町議会、栗山町議会の優れた取り組み事例を参考に、より信頼され、より身近な議会になるよう常に前向きに議会の活性化や議会改革に取り組むことが必要であると考えられる。